

# 苦小牧市立開成中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年2月2日 改定

## 1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び事案対処が重要である。

また、こうした取組を進めるに当たっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。さらに、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （1）いじめの防止

開成中学校生徒は、いじめを行ってはならない。また、見逃してはならない。

### （2）学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・事案対処に取り組む。

## 2 いじめの防止等の基本的な考え方

- （1）生徒が心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- （2）いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見及び事案対処を組織的に推進する。
- （3）アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして、生徒一人一人の実態の把握に努める。
- （4）生徒がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- （5）校区の清水小学校や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。
- （6）本方針及び具体的な対策等については、本校ホームページや学校だより等で情報発信し、いじめ防止の啓発に努める。
- （7）本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・学年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、年度途中の転入等の場合も、同様に当該生徒及びその保護者に説明し、周知徹底を図る。

### 3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処のための取組

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、いじめ問題に取り組むに当たって中核となる「いじめ防止対策委員会」を設置する。

##### ①構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、(心の教室相談員)、(スクールカウンセラー)、学校運営協議会委員、警察経験者、児童指導員又は児童福祉司、保護者、弁護士、医師等

##### ②開催

- (ア) 月1回を定例会とする。
- (イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催とする。

##### ③役割

- (ア) 本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正を行う。
- (イ) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (ウ) 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は特定の教職員で抱え込みず、速やかに管理職に報告し、「本委員会」で情報共有する。
- (エ) 的確にいじめの疑いに関する情報の共有を行い、いじめの有無の確認をする。
- (オ) いじめに対して組織的に指導・支援体制を組む。
- (カ) 多様な教育活動を通じて、いじめを生まない風土を醸成する

#### (2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施

毎月アンケート調査を実施する。実施アンケート調査の取扱いについては平成28年4月26日付け  
苦教指第58号通知「いじめに係るアンケート調査の調査票等の保管について」に基づき保管する。

#### (3) いじめの相談体制の整備

- ①定期的な教育相談の設定
- ②スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用
- ③いじめ相談電話等の公共相談機関の周知
- ④心の教室相談員との連携と活用

#### (4) いじめの防止等に係る教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応

生徒及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。

#### (6) いじめ（事案）の具体的な対応

- ①いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された（認知された）場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ③いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った生徒をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び苦小牧警察署等と連携して対処する。

#### (7) 重大事案への対処

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときや相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、苦小牧市教育委員会に速やかに報告する。
- ②当該事態の調査を行うための組織の設置について苦小牧市教育委員会から指示を受ける。
- ③当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
- ④調査結果については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ⑤調査結果は、苦小牧市教育委員会を通じて、苦小牧市長に報告する。

### 4 学校いじめ基本方針の評価等について

- (1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。
  - ①校内研修の取組
  - ②いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組
  - ③いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組
- (2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。
- (3) P D C Aサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。
- (4) 国、道及び市の基本方針見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる。

## 開成中学校「いじめ防止全体計画」

・日本国憲法 ・教育基本法 ・学校教育法 他関連法・規則 ・中学校学習指導要領 他	<p style="text-align: center;"><b>学校教育目標</b></p> <h1 style="text-align: center;">自立・協働・創造</h1> <p><b>【目指す生徒像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自ら考え、自ら行動し、真理を求める生徒</li> <li>○他者を尊重し、力を合わせてともに高め合う生徒</li> <li>○健康な心と身体をもち、喜びに満ちた未来を創る生徒</li> </ul>		・北海道教育の基本理念 ・胆振教育推進の指標 ・苦小牧市教育目標 ・保護者・地域の思い、願い
<b>生徒の実態</b> ○素直かつ実直であるが、多様な人間関係の醸成と自主・自律の態度の育成が課題			<b>家庭・地域の実態</b> ○地域の子どもを地域で育てる意識が強い ○生活保護(要・準要)家庭が増えている
<b>学校いじめ防止基本方針</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは決して許されない</li> <li>・いじめ問題の解決には未然防止・早期発見が重要</li> <li>・学校、保護者、地域がいじめ対応の基本姿勢を共有</li> <li>・組織的対応を行う体制の整備</li> </ul>	<p>(1)いじめの防止 開成中学校生徒は、いじめを行ってはならない。また、見逃してはならない。</p> <p>(2)学校及び教職員の責務 いじめがなく、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・事案対処に取り組む。</p>		
<b>いじめ防止対策委員会</b>			
<b>定例委員会</b> 毎月1回実施を原則	<b>構成</b>	<p>①定例および臨時:校長、教頭、生徒指導主事、該当担任、該当学年主任(臨時の場合は、必要に応じて養護教諭、特別支援教育コーディネーター)【※全ての教職員】</p> <p>②拡大:①に加えてスクールカウンセラー、心の教室相談員、学校運営協議会員、SSW、学校医等、学校が直接つながることができる外部の専門機関</p>	
<b>臨時委員会</b> いじめ認知時等随時			
<b>いじめ防止のための4つの視点</b>			
<b>未然防止</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットモラルに関する学習</li> <li>・いじめ根絶に関する取組(生徒会)</li> <li>・いのちの授業・SOSの出し方</li> <li>・特別の教科道徳</li> <li>・保護者・地域への説明</li> </ul>	<b>早期発見(見逃しゼロ)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告・連絡・相談の徹底</li> <li>・定期的な調査(年3回)</li> <li>・いじめアンケート(毎月)</li> <li>・教育相談(学期1回)</li> <li>・いじめ相談電話の周知</li> <li>・いじめ相談窓口の設置</li> </ul>	<b>事案対処</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止・対策委員会での迅速な事実関係の正確な把握</li> <li>・事実関係の適切な把握、周知</li> <li>・保護者との連携</li> <li>・教育委員会への報告</li> <li>・被害生徒の保護者救済、加害生徒の指導</li> </ul>	<b>学年・学級経営</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支持的風土のある学年</li> <li>・複数教員による生徒観察</li> <li>・情報の共有化</li> <li>・感謝、思いやり、支え合い</li> </ul>
<b>年間活動計画(※別紙)</b>			
<b>年度始</b> ・いじめ防止基本方針見直し、作成 ・いじめ防止年間計画作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実関係の把握、情報の収集及び記録</li> <li>・学校全体での事態の分析、判断</li> <li>・教育委員会への報告</li> <li>・調査委員会の設置／詳細調査の実施【生徒の心情に留意】</li> <li>・犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携</li> <li>・継続的な支援、観察</li> </ul>		
<b>学期中</b> ・いじめ調査の実施 ・いじめアンケートの実施 ・教育相談の実施			
<b>適 時</b> ・生徒会活動や学級活動 ・小学校との情報交流会 ・各種研修会(教職員、PTA) ・フィルタリング教室(新入生保護者説明会)			
<b>年度末</b> ・小学校との引き継ぎ ・いじめ防止取り組み状況評価(学校評価) ・次年度の方針決定			
<b>重大事案への対処</b>			

## いじめ防止年間計画

月	学校・対策委員会	学年・学級
4	・いじめ防止基本方針作成(見直し) ・いじめ防止年間計画作成 ・第1回生活アンケート	・小学校からの引継情報の共有 ・生徒指導交流会
5	・第2回生活アンケート	・二者懇談会(全学年)
6	・いじめ調査①	・教育相談(全学年)
7	・第3回生活アンケート ・こころの授業 ・学校評価　・いじめ防止取組状況評価	・三者懇談(夏休み:3年)
8	・第4回生活アンケート	
9	・第5回生活アンケート	
10	・第6回生活アンケート	・教育相談(1・2年)
11	・いじめ調査②	・進路相談(3年)
12	・第6回生活アンケート ・情報モラル講座	・三者懇談(全学年)
1	・第7回生活アンケート ・学校評価　・いじめ防止取組状況評価	
2	・第8回生活アンケート	
3	・第9回生活アンケート ・次年度改善方針決定	・教育相談(抽出)